地場賃金の引き上げ 公的責任の役割発揮を

自治体キャラバン 2022

東京地評も加わる東京春闘共闘会議は①自治体非正規労働者の処遇改善、②自治体発注の業務委託・指定管理・公共工事で働く労働者の労働条件の改善、公契約（制定自治体については適正な運用）、③中小企業支援策と地域経済振興策の拡充、を求めて毎年1～2月を中心に自治体キャラバンと銘打って、都内各自治体の関係部署と懇談を行なっています。2022年は18回目の自治体キャラバンとなります。5自治体での概要を報告します。

区に要望する中村本部委員長と杉並支部の仲間

杉並　従事者への制度周知に ポスター作製実現

1月19日、杉並区役所での杉並区との懇談は、東京春闘の側からは9人（東京土建は4人）、区側は人事課、経理課契約係、地域振興課から6人の出席でした。

ポイント1に関しては、アンケートへの回答の補足として、区側は会計年度任用職員、臨時・非常勤職員は「大事な仲間」と認識し、区財政の許す限りの待遇改善を行なっていることを強調しました。また、コロナの影響での雇止めはなく、今後もないようにしたいとも話しました。

ポイント2に関しては東京土建の参加者が積極的に発言。公契約条例では区発注工事現場でのコロナ休工があった場合の補償を求めると、区側は休工はまだないが、発生した場合国の指導に従い対応すると答え、委託事業の中止したケースでは代替業務を行なってもらい、雇用を維持したとも説明しました。また、公契約現場に従事する労働者が賃金の下限額を下回った場合、申し出しやすい環境を作ること、たとえば区独自のポスター作製を再度要望すると、区側は「条例の趣旨がわかりやすいように」と言って、できし上がったばかりのポスターを披露しました。

また東京土建の出席者から、耐震化のための火災報知機の取り付けから約10年が経過し、老朽化が懸念されるなかで付け替えが必要であると、解体工事現場でのアスベスト飛散対策の徹底、石綿含有物撤去工事への公費補助なども要望しました。

公契約条例周知ための独自ポスター作製実現など、自治体への働きかけの前進が確認できる懇談となりました。

江戸川　技能区分の明確化と 賃金調査を要望

1月17日、江戸川区役所で東京春闘共闘会議（以下、春闘共闘）が中心になって、江戸川区との懇談が行なわれました。春闘共闘からは14人、江戸川区からは総務、DX推進、用地整理、保健推進、職員など10の課から課長クラスの職員が出席しました。

ポイント1に関しては、コロナ禍が事実上第6波というなかで、臨時職員等の増員の計画はあるのかと問いましたが、区としては状況を見ながらではあるが、今のところ増員ではなく内部での配置の異動で対応するとのことでした。またデジタル化に伴い、東京都では専門的人材を採用しているようだが、江戸川区は職員を増やすのかとの質問に、まだその計画はないとのことでした。

ポイント2では、東京土建江戸川支部の釜谷邦朗書記長、池田創書記次長が発言。昨年10月に施行された公契約条例での公共工事が現時点でまだないことをふまえ、行政による従事者の賃金実態調査、未熟練工と技能工の区別の基準の明確化、現場でのCCUSのカードリーダー設置などを要望しました。

清瀬　業者育成だけでなく 積極的な検討を

発言する小坂常任中執

1月21日、中清戸地域市民センターで清瀬市との懇談が行なわれ、東京春闘からは11人（東京土建は5人）、清瀬市からは職員課、情報政策課、総務課、生活健幸課など9人が出席しました。

デジタル化では、東京春闘側はマイナンバーカードの普及にも絡めて、「デジタル難民」への配慮、セキュリティの徹底を要望しました。

ポイント2では、東京春闘側は他自治体での公契約条例の広がり・深化、また建設業の賃金実態を説明し、公契約条例の制定を要望しましたが、市側は地元業者の育成を第一に考える、入札でも条例を制定すれば煩雑になり、地元業者の「首を絞める」ことになりかねない、条例によらない「改善」を当面はめざしたいと、消極的な回答でした。東京春闘側は、近隣5市との「研究」のしんちょく状況の説明を求めるとともに再度、条例の検討を要望しました。

足立　条例を柱に据えて 改善議論を拡大

懇談にのぞむ白滝副議長（前列右から2人目）、東京春闘のメンバー

足立区役所で、1月17日に懇談が行なわれました。東京春闘は東京地評の白滝副議長をはじめ7人、足立区からは契約課長や企画経営支援課長など7人が出席しました。

ポイント2に関して、公共性の高い福祉バス事業における従業員の処遇が改善されない問題で、当該組合副委員長より「世田谷のように公契約条例的なあてはめ方で、会社を指導できないだろうか」と要望。契約課長は、区の郊外施設の賃上げ事例などにふれながら「条例適用の拡大が可能かどうか、検討させていただきたい」と回答しました。

全印総連東京地連からは「印刷出版の発注を公契約条例の中に加えて」と発言があり、公契約条例を柱に据えた処遇改善の議論が、「建設」にとどまらず交わされました。

コロナ感染拡大では「経済再始動下でのオミクロン株流行であり、状況の注視が必要。消費喚起策の拡充などの視点で対策を考えていきたい」と回答がありました。

10周年記念 行事への協力を依頼―渋谷

【渋谷・書記・田中徹記】

1月19日、2年ぶりに渋谷区で自治体キャラバンが開催され、6団体9人（渋谷支部3人）が参加し懇談しました。

渋谷支部からは、渋谷区公契約条例（以下：条例）について、条例制定当時から要望してきた「自治体による現場賃金アンケート調査（以下：調査）の意向」について質問しました。

契約課課長より「今年度、初めて調査を予算化した。コロナ感染拡大で開催が見通せないが、次年度も調査について予算を確保したい」との回答があり、これまでより具体的で前向きな姿勢をうかがうことができました。今後、調査の実施や改善がされることで、従事者の賃金引き上げにつながると思います。

最後に、今秋に渋谷支部で予定する条例制定10周年記念行事の協力を依頼しました。条例が、今では東京12、全国70を超える自治体まで広がっています。最終的には国や東京都に公契約法、条例を作らせる運動の推進に、力を貸してほしいと要請しました。

自治体との懇談のポイント

ポイント1

自治体としてディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を保障することと住民サービスの改善のために

1・コロナ禍で公共業務・サービスの維持確保、人員増などの体制強化、2・会計年度任用職員、臨時・非常勤職員の安定雇用、均等待遇の実現、3・自治体で働く人たちの処遇改善や地域の民間事業所で働く人たちの労働基準の引き上げ

ポイント2

自治体が発注する公共工事や公共調達、民間委託・指定管理者制度の事業に従事する労働者に公正な賃金・労働条件を保障するために

1・公共サービス基本法第11条にも基づく労働環境のチェック、2・外部委託の改善、3・入札方法の改善、4・委託事業者が変更しても雇用者の継続、労働条件の維持、5・公契約条例の制定、6・公共工事設計労務単価の引き上げを現場労働者の賃金改善に反映

ポイント3

中小企業労働者の労働条件の改善、福利厚生、地元企業振興、コロナ対策など